

宮城県公報

宮 城 県
発行
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

ページ

(税 務 課) 一

(税 務 課) 八

規 則

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十八号

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表様式第百九十三号の項を次のように改める。

様式第百九十三号 換価執行に関する同意の求め 国徴法第八十九条の二

別表様式第百九十三号の項の次に次のように加える。

様式第百九十三号の二 換価執行決定告知書 国徴法第八十九条の二

様式第百九十三号の三 換価執行決定告知書 国徴法第八十九条の二

様式第百九十三号の四 換価執行決定取消通知書 国徴法第八十九条の三

様式第百九十三号の五 換価執行決定取消通知書兼公売手続の続行通知書 国徴法第八十九条の三

様式第二十二号及び様式第二十三号中「平徴」を削る。

様式第二十二号及び様式第二十三号中「平徴」を削る。

様式第三十九号を次のように改める。

様式第39号

第 号
年 月 日

所在地
法人名

宮城県

所長 印

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税更正（決定）
 法人事業税・地方法人特別税の ^{過少申告} _{不申告} 加算金決定 通知書兼徴収金納額告知書
 重

地方税法第20条の9の3第3項（第55条、第72条の39、第72条の41、第72条の41の2）の規定によつて下記のとおり更正・決定し（同法第72条の46（第72条の47）の規定によつて加算金を決定し）たので通知します。

なお、不足税額及びその他の徴収金を指定納期限までに同封の納付書により、納付書記載の納付場所に納付してください。

この通知により納付すべき税額等		指定納期限	この通知により減少する税額等	
法人県民税			法人県民税	
法人事業税			法人事業税	
地方法人特別税			地方法人特別税	
過少申告加算金		法定納期限	過少申告加算金	
不申告加算金			不申告加算金	
重加算金			重加算金	
合計			合計	

課税番号	事業年度又は連結事業年度	申告区分	申告期限	申告年月日	税務官署処理年月日	
	年 月 日から 年 月 日まで					
事業税			県民税			
課税標準			税率	税額	使途秘匿金税額等	
所得割	総額				課税標準となる法人税額の総額	
	年 万円以下の金額				本県分の課税標準となる法人税額	
	年 万円以下の金額				法人税割額	
	年 万円を超える金額				道府県民税の特定寄附金税額控除額	
	計				外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	
	軽減税率不適用の金額				外国の法人税等の額の控除額	
付加価値割	総額				仮装経理に基づく法人税額の控除額	
	付加価値額				利子割額の控除額	
資本割	総額				差引法人税割額	
	資本金等の額				既に納付の確定した当期分の法人税割額	
収入割	総額				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	
	収入金額				既還付請求利子額が過大である場合の納付額	
合計事業税額					過不足法人税割額	
平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額					算定期間中において事務所等を有していた月数	
事業税の特定寄附金税額控除額					均等割額	
仮装経理に基づく事業税額の控除額					既に納付の確定した当期分の均等割額	
既に納付の確定した事業税額					過不足均等割額	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					利子割還付額	
差引過不足事業税額					減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額	
内訳	所得割		付加価値割		各種加算金	
	資本割		収入割			
減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額					過少申告加算金	
					不申告加算金	
					重加算金	
地方法人特別税					分割基準	
課税標準			税率	税額		県民税
所得割に係る地方法人特別税						総数
収入割に係る地方法人特別税						本県
合計地方法人特別税						従業者、固定資産価格、軌道延長
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額						総数
既に納付の確定した地方法人特別税額						本県
租税条約の実施に係る地方法人特別税の控除額						事務所等、発電用固定資産、電力容量
差引過不足地方法人特別税額						総数
						本県
					売上高	
					総数	
					軌道等	

- 1 不足税額に対しては、不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に納期限（申告納期限）の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については年7.3%）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3%の割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）の延滞金を加算して納めてください（地方税法第56条第3項及び第72条の44第3項の規定による控除期間がある場合は、延滞金の計算期間から除きます。）。なお、法人事業税及び地方法人特別税の延滞金の計算は、法人事業税及び地方法人特別税の合算額によつて行うこととなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 3 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第百五十三号(ヤシ一)中「滞納者又は被相人」を「滞納者」に改める。
 様式第百九十三号を次のように改める。

様式第193号

(差押えをした行政機関等宛で)

換価執行に関する同意の求め

第 年 月 日

(参加差押先の執行機関)

殿

宮城県

所長 印

さきに参加差押えをした下記財産について、当所が換価の執行をすることに對し、貴庁の同意(地方税法で運用する国税徴収法第89条の2第2項)を求めます。
 なお、貴庁の意見は以下により 年 月 日までに御回答くださるようお願いいたします。

滞納者 住(居)所 氏名又は 氏名又は称	参加差押年月日
-------------------------------	---------

参加差押えをした 滞納者の 住(居)所 氏名又は 氏名又は称	参加差押年月日
--	---------

貴庁の差押年月日	年 月 日
----------	-------

宮城県 所長 殿 年 月 日 印

年 月 日付で意見を求められた換価執行について、以下のとおり回答します。

滞納者 住(居)所 氏名又は 氏名又は称	回答
-------------------------------	----

同意 ・ 不同意 (いずれかを○で囲む。)

不同意の理由

当庁において速やかに換価するため。

既に他の行政機関等による換価執行に同意しているため(国税徴収法第89条の2第2項)。

その他 ()

連絡先	所 属	担 当 者	電 話 番 号
-----	-----	-------	---------

(注) 切り離さずに御回答ください。

様式第百九十三号の次に次の五様式を加える。

様式第193号の2

(換価同意行政機関等宛で)

換価執行決定告知書										第	年	月	日	
(換価同意行政機関等)										殿	宮城県			所長 閣
<p>下記滞納金額を徴収するため、地方税法で準用する国税徴収法第89条の2第1項の規定により、下記財産について、当所において換価の執行をすることを決定したので、同条第3項の規定により告知します。交付を受けている交付要求書、参加差押書(2以上の参加差押書を受けている場合に限る。)及び滞納処分関係書類を当所に引き渡してください。</p>														
参加差押財産	参加差押年月日										年	月	日	
滞納者	住(居)所													
滞納者	氏名又は称													
換価年月日 年 月 日 換価同意年月日 年 月 日														
滞納金額	年度	税目	課税番号	納期限	本税(円)	延滞金(円)	加算金(円)	滞納処分費(円)	法定納期限等					
				・		法による金額		法による金額	・					
				・		法による金額		法による金額	・					
				・		法による金額		法による金額	・					
				・		法による金額		法による金額	・					
備考														

様式第193号の3 (その1)

(滞納者宛て)

換価執行決定通知書		第	年	月	日				
(滞納者)		様	宮城県	所長	国				
<p>下記滞納金額を徴収するため、地方税法で準用する国税徴収法第89条の2第1項の規定により、 下記滞納金について、差押えをした下記の行政機関等の同意を得て、当所において換価の執 行をすることとを決定したので、差押え同条第4項の規定により通知します。 なお、今後下記財産を公売することを予定してまいります。</p>									
滞納者	住(居)所 氏名又は称	参加滞納年月日 年 月 日							
参加した 差押え財 産	換価執行決定年月日 年 月 日								
差押えをした 行政機関等名		換価執行決定年月日 年 月 日							
換価同意年月日		年	月	日					
滞	年度	税目	課税番号	納期限	本(円)税	延滞金 (円)	加算金 (円)	滞 処 分 費 (円)	法定納 期限等
納									
金									
額									
備	<p>この処分について不服があるときは、この処分があつた日から起算して3か月を経過する日まで又は地方税 法第19条の4に規定する期限のいずれか早い日以前までに、この処分に対する異議を申し立てることを知つた日 2の翌日から起算して3か月以内に行なうこととする。この処分について異議を申し立てた後、この処分について (1) 催告請求をした日から起算して3か月を経過して3か月を経過するまで、この処分について異議を申し立てるこ (2) 催告請求をした日から起算して3か月を経過して3か月を経過するまで、この処分について異議を申し立てるこ (3) その他、催告請求をした日から起算して3か月を経過して3か月を経過するまで、この処分について異議を申し立てるこ とをすることとする。</p>								

様式第193号の3 (その2)

(他の交付要求機関等宛て)

換価執行決定通知書		第	年	月	日				
(交付要求機関等)		殿	宮城県	所長	国				
<p>下記滞納金額を徴収するため、地方税法で準用する国税徴収法第89条の2第1項の規定によ り、下記滞納金について、差押えをした下記の行政機関等の同意を得て、当所において換価の執 行をすることとを決定したので、差押え同条第4項の規定により通知します。 なお、今後新たに参加差押え又は交付要求を行う場合は当所に対して行ってください。</p>									
滞納者	住(居)所 氏名又は称	参加滞納年月日 年 月 日							
参加した 差押え財 産	換価執行決定年月日 年 月 日								
差押えをした 行政機関等名		換価執行決定年月日 年 月 日							
換価同意年月日		年	月	日					
滞	年度	税目	課税番号	納期限	本(円)税	延滞金 (円)	加算金 (円)	滞 処 分 費 (円)	法定納 期限等
納									
金									
額									
備	<p>この処分について不服があるときは、この処分があつた日から起算して3か月を経過する日まで又は地方税 法第19条の4に規定する期限のいずれか早い日以前までに、この処分に対する異議を申し立てることを知つた日 2の翌日から起算して3か月以内に行なうこととする。この処分について異議を申し立てた後、この処分について (1) 催告請求をした日から起算して3か月を経過して3か月を経過するまで、この処分について異議を申し立てるこ (2) 催告請求をした日から起算して3か月を経過して3か月を経過するまで、この処分について異議を申し立てるこ (3) その他、催告請求をした日から起算して3か月を経過して3か月を経過するまで、この処分について異議を申し立てるこ とをすることとする。</p>								

様式第193号の 4

(滞納者・換価同意行政機関等・他の交付要求機関等宛で)

換価執行決定取消通知書		第 年 月 日
(滞納者・換価同意行政機関等・他の交付要求機関等) 様 (股) 宮城県 所長 国		
地方税法で準用する国税徴収法第89条の3第1項(第89条の3第2項)の規定により、下記財産に係る換価執行決定を取り消したため、同条第3項の規定により通知します。		
滞納者	住(居)所 氏名又は称	参加差押年月日
参加差押えを解除する財産		年 月 日
換価執行決定年月日	年 月 日	
備考		

様式第193号の 5

(滞納者・他の交付要求機関等宛で)

換価執行決定取消通知書 兼公売手続の続行通知書		第 年 月 日
(滞納者・他の交付要求機関等) 様 (股) 宮城県 所長 国		
地方税法で準用する国税徴収法第89条の3第1項(第89条の3第2項)の規定により、下記財産に係る換価執行決定を取り消したため、同条第3項の規定により通知します。なお、当該参加差押えについて差押えの効力が生じたため、国税徴収法第89条の4の規定により、公売手続は続行します。		
滞納者	住(居)所 氏名又は称	参加差押年月日
参加差押えをした財産		年 月 日
換価執行決定年月日	年 月 日	
備考		

様式第九十七号(その一)及び様式第九十九号中「添付書類」を「添付書類等」に改める。
様式第二百号(その二)中「添付書類」の下に「等」を、「参加押え」の下に「等」を加え、「参加押え」を「参加押え等」等に改める。

様式第二百九号中「添付書類」を「添付書類等」に改める。
様式第二百五号中「交付要求に係る国税」を「交付要求等に係る国税」に、

交付要求に係る	・	・	・							
に	・	・	・	・	・	・	・			

に

交付要求に係る	・	・	・							
を	・	・	・	・	・	・	・			

を

改める。

様式第二百十八号(その二)中「債権、証書」を「債権証書」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宮城県条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県条例施行規則の規定によるものとみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令第十六号

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県県税事務取扱規程(昭和二十九年宮城県訓令甲第三十一号)の一部を次のように改正する。
様式第五十四号中

所得割	総額				課税標準となる法人税額の総額			
	年	万円以下の金額			本県分の課税標準となる法人税額			
所得割	年	万円を超える金額			法人税割額			
	計				道府県民税の特定寄附金税額控除額			
付加価値割	総額				外国の法人税等の額の控除額			
	付加価値割				仮装経理に基づく法人税額の控除額			
資本割	総額				利子割額の控除額			
	資金等の割額				差引法人税割額			
収入割	総額				既に納付の確定した当期分の法人税割額			
	収入金				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額			
合計事業税額					既還付請求利子額が過大である場合の納付額			
平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額					過不足法人税割額			
事業税の特定寄附金税額控除額					算定期間中において事務所等を有していた月数			
仮装経理に基づく事業税額の控除額					円×月数			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					既に納付の確定した当期分の均等割額			
差引過不足事業税額					過不足均等割額			
内訳	所得割	付加価値割	資本割	収入割	この処分により納めるべき県民税額			
減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額					利子割還付額			
地方法人特別税					減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額			
課税標準					重加算対象所得金額			
所得割に係る地方法人特別税		税率	税額	関利する割額	控除した金額			
収入割に係る地方法人特別税				控除しきれなかつた金額	既に還付請求した利子割額			
合計地方法人特別税				既に還付請求した利子割額	既に還付請求利子割額が過大である場合の納付額			
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額				県民税	総数			
既に納付の確定した地方法人特別税額				本県	従業者、固定資産価額、軌道延長			
租税条約の実施に係る地方法人特別税の控除額				事業税	総数			
差引過不足地方法人特別税額				本県	事務所等、発電用固定資産、電力容量			
過小申告加算金	通常分			売上高	総数			
過大申告加算金	加重分			軌道等	総数			
不申告加算金	計							
重加算金								

所得制	総年	額				課税標準となる法人税額の総額	
	年	万円以下の金額				本県分の課税標準となる法人税額	
所得制	年	万円を超える金額				法人税割額	
	計					道府県民税の特定寄附金税額控除額 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額 外国の法人税等の額の控除額	
付加価値割	総付	軽減税率不適用の金額				仮装経理に基づく法人税額の控除額	
	加価値割	額				差引法人税割額	
資本割	総資	額				既に納付の確定した当期分の法人税割額	
	本金等の額	額				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	
収入割	総収	額				既に納付請求し額が過大である場合の納付額	
	入金金額	額				過不足法人税割額	
合計事業税額							
平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額						算定期間中において事務所等を有していた月数	
事業税の特定寄附金税額控除額						円×月数	
仮装経理に基づく事業税額の控除額						既に納付の確定した当期分の均等割額	
既に納付の確定した事業税額						過不足均等割額	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額						この処分により納めるべき県民税額	
差引過不足事業税額						利子割額	
内訳	所得割	付加価値割				減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額	
	資本割	収入割				重加算対象所得金額	
減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告繰越控除税額		地方法人特別税				利子割額	
		課税標準	税率	税額		控除した金額	
所得割に係る地方法人特別税						控除しきれなかった金額	
収入割に係る地方法人特別税						既に還付請求した利子割額	
合計地方法人特別税						既に還付請求し額が過大である場合の納付額	
仮装経理に基づく地方法人特別税の控除額						総数	
既に納付の確定した地方法人特別税の控除額						本県	従業者、固定資産価額、軌道延長
租税条約の実施に係る地方法人特別税の控除額						総数	
差引過不足地方法人特別税額						本県	事務所等、発電用固定資産、電力容量
過小申告加算金		通常分				総数	
加重分		加重分				本県	
計						総数	
不申告加算金						軌道等	
重加算金						売上高	

に定める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。